

012023ひろしまフラワーフェスティバル出展ブース「水のひろば」企画運営業務仕様書

1 業務名

2023ひろしまフラワーフェスティバル出展ブース「水のひろば」企画運営業務

2 目的

本業務は、広島市で集客力のあるイベント「ひろしまフラワーフェスティバル」へ水道局ブース「水のひろば」を出展し、水道事業のPRをより効果的に行うことにより、お客さまに水道についての理解と関心を深めていただくことを目的としている。

3 委託期間

契約締結の日から令和5年6月16日（金）まで

4 出展期間

令和5年6月10日（土）から令和5年6月11日（日）まで

5 履行場所

平和大通り緑地帯

6 業務内容

- (1) ブースレイアウトの企画
- (2) テント装飾物の制作
- (3) 会場の設営及び撤去
- (4) ゲームの企画

7 出展意図

(1) 冷水サービスによるPR

ア 「安全でおいしい水道水」の発信

近年、嗜好の多様化が進み健康志向が高まる中、水道水に対する漠然とした不安感を持ったお客さまもおられることから、「マスコットキャラクター給水機」を用いた冷水サービスを通じて、水道水の安全性をPRするとともに水道水のイメージアップを図る。

イ 「災害対策の充実」の発信

「設置型組立式給水タンク」を用いた冷水サービスを行い、大規模地震発生時にもお客さまに水道水をお届けするための水道事業の取組について知っていただく。

(2) クイズラリー及び広報パネル展示によるPR

ア 水道施設における災害対策の広報

水道施設の老朽化や耐震化などへの対応を行う必要性が高まっていることを理解していただく。

イ 水道水の水質に関する広報

安全でおいしい水道水を供給するための施策等を広報し、水道水の安全性を知っていただく。

ウ その他水道事業の取組等に関する広報

8 出展等の内容

(1) ブースレイアウトの企画

テント(5.4m×3.6m)2張をL字型につなげ、長辺側を大通りに面して据える(別紙1平面図)。冷水サービスを行う「設置型組立式給水タンク」及び「マスコットキャラクター給水機」は通りに面した配置とし、上部がテント等で隠れないようにする。ゲームコーナーは通りから見える位置に配置する。上記の配置が難しい場合、よりお客さまの水に関する関心が集まるレイアウトを提案する。また、お客さまが出入りしやすく、テント内での混雑を避ける導線を確認した上で、クイズラリー等を通じて水道事業について知っていただけるレイアウトとする。

なお、出展内容は次に掲げるとおりとする。

令和5年6月10日(土)、11日(日) 11:00~18:30に以下の項目で出展する。

① 冷水サービス(冷えた水道水の飲用コーナー)

「設置型組立式給水タンク」及び「マスコットキャラクター給水機」を用いて給水を実施する。給水タンクの寸法は、幅109cm、奥行き169cm、高さ182cm(別紙2給水タンク寸法図)。キャラクター給水機の寸法は、幅69cm、奥行き80cm、高さ200cm(別紙3給水機寸法図)。なお、コップ及び給水タンク、キャラクター給水機は水道局準備物とする(水道水と氷については後記)。

② クイズラリー及び広報パネル展示

クイズラリーパネルの作成は受注者が行う。広報パネル及びクイズラリー参加者へ配付するノベルティは水道局準備物とする。

③ 来場したお客さまへのアンケート実施及びクリアファイルの配付

アンケート等配付物一式は水道局準備物とする。

④ パンフレット等の配付

パンフレット類及び設置台は水道局準備物とする。

⑤ 子どもを対象とした簡単なゲームコーナー

出展内容の企画、必要物品及びゲーム参加者への配付物品の準備は受注者が行う。

⑥ マスコットキャラクター着ぐるみによる広報

着ぐるみ(充電器含む)は水道局準備物とする。

※各項目の実施及びお客さまへの広報、誘導、説明は水道局職員が行う。ただし、期間中は両日とも、テント内の安全確保等を行う監督者を受注者から1名従事させること。

(2) テント装飾物の制作

次に掲げるテント装飾物には、水道事業のPRに適した親しみやすさがあり、フラワーフェスティバルの雰囲気にもふさわしいデザインを使用すること。

ア 上部看板(パラペット)

通行するお客さまの目にとまりやすいデザインを使用し、メインの出入口へ設置すること。なお、「水のひろば」及び「広島市水道局」を必ず表記すること。

イ 出展内容の案内表示

「冷水サービス」、「ゲームコーナー」及び「クイズラリー」などにお客さまが興味を向けられるよう、その案内表示をテント内へ設置すること。

ウ クイズラリーパネル

クイズを記載したパネルを作成し、広報パネルのそばに設置すること(クイズの内容は水道局が指示する)。

※なお、テント1張り(2.7m×1.8m)については、マスコットキャラクター着ぐるみの控え及び職員休憩用であるため、装飾は不要とする。

(3) 会場の設営及び撤去

ア 出展場所の設営及び撤去

(ア) テントの設営及び撤去

- a ひろしまフラワーフェスティバル企画実施本部（以下「FF 実施本部」という。）に対し、水道局においてひろば出展の参加申込書を提出済み。

なお、損害賠償責任保険は、6月2日（金）から6月12日（月）を保険期間として水道局において加入手続きを行う。

- b 受注者は設営に伴う道路使用許可申請書及び図面を2部作成の上、5月8日（月）から5月12日（金）の期間中に広島中央警察署に提出し、申請手数料2千4百円の支払いを行うこと。

なお、使用許可期間は、設営及び撤去日を含めた日程で申請すること。

- c 設営及び撤去は、FF 実施本部の指定に従い、上記の損害賠償責任保険の期間内に行うこと。なお、看板等にある広島市水道局の名前は6月9日まで隠しておくこと。

- d テントは3張（5.4m×3.6mを2張、2.7m×1.8mを1張）設営し、設営場所は水道局から指示する。なお、5.4m×3.6m テントの横幕について、出展中の制約は無いが、終了時には四方幕とする。2.7m×1.8m テントは、常時四方幕とする。

- e FF 実施本部への水道使用の申込みは、水道局において手続き済み。受注者は、水栓柱設置場所の協議、設置立会、水道使用料金（4万円（税別））、2個目の蛇口（2千円（税別））の支払い及び設備の維持管理を行うこと。

- f FF 実施本部への電気使用の申込みは、水道局において手続き済み。受注者は、コンセント設置場所の協議、設置立会、電気使用量（1kw4万円（税別））、コンセント2ヶ所4口6千円（税別））の支払い及び設備の維持管理を行うこと。

- g FF 実施本部が4月29日（土）に実施する「ひろば参加団体説明会」に出席し、ひろば設営等に関する確認及び調整を行うこと。ただし、契約終結の期日により説明会への出席が困難な場合は、その後の水道局の指示に従うこと。

(イ) 必要物品の手配及び搬入

- a 長机

次の用途を目的に、手配及び搬入すること

- ・ 冷水サービス用として2台（三方を地面まで覆うビニール製のテーブルクロスを施したもの）
- ・ マスコットキャラクター着ぐるみ控え及び職員休憩テント用として1台

- b ハイカウンター（アンケート記入用机）

アンケートの記入用として、椅子に座らず書くことができる高さ100cm、直径60cm程度の机を2台

- c 椅子

マスコットキャラクター着ぐるみ控え及び職員休憩テント用として5脚

- e 掲示板及びフック

アルミ枠入りの広報パネル（縦1,030mm×横720mm）5～8枚程度を掲示できるもの

- f テント装飾物、ゲームなどその他必要物品

- g 氷

水道水の冷水サービスに必要な氷（1日最大20貫）。口径6cmの投入口に入る大きさのロックアイス状になったもの。出展期間中は、両日とも随時手配すること。

また、氷を保管するクーラーボックスは水道局準備物とする。

- h 水道局準備物品の搬入（立看板、のぼり、クーラーボックス、パンフレット台など20

点程度)

※水道局準備物品のうち、「設置型組立式給水タンク」及び「マスコットキャラクター給水機」の搬入、組立、充水は水道局で行う。

イ 来場者の安全確保等

出展場所周辺状況に応じて、来場者の転倒防止などの事故防止策を施すこと。来場者の安全や運営への影響があると予想されるものについては、事前に対処すること。また、期間中は両日とも、テント内の安全確保等を行う監督者を受注者から1名従事させること。

(3) ゲームの企画

子どもを対象としたもので家族連れで楽しめ、より多くのお客さまが参加できる内容を企画すること。また、森と水のつながりを学べるようなゲームを企画すること（例えば、間伐材を用いたゲームなど）。ただし、ゲームの企画について、より水道事業への理解が深まるものと判断できる場合はこの限りではない。

お客さまの関心を集めるため、通りから見える位置に設置すること。必要物品及びゲーム参加者への配付物品の準備は受注者が行うこと。また、ゲームコーナー実施における業務マニュアルを作成の上、水道局職員が運営できるよう事前に打ち合わせを行うこと。

9 安全な運営と傷害保険の加入について

- (1) FF 実施本部が作成した参加マニュアルに記載されている全ての事項を順守し、安全な運営に務めること。
- (4) 傷害保険に加入するなどの対応を取り、万が一、受注者の関係スタッフが傷害事故を被った場合には、受注者の責任で対応すること。この件に関し、FF 実施本部及び水道局は、補償・賠償などの責務を負わない。

10 実施計画書等の作成

受注者は、本業務に関し実施に係る計画書を作成し、契約締結の日から7日以内に水道局に提出し、その承認を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

11 現場責任者届の作成

受注者は、本業務の現場責任者を記載した現場責任者届を、契約締結の日から7日以内に、書面により水道局に報告するものとする。

水道局は、本業務に関する委託者としての注文、指示等は、受注者又は受注者の選任した責任者に対して行うものとする。

12 その他

この仕様書に定めのない事項については、両者協議上、決定するものとする。また、業務内容の詳細については、水道局と協議を行うものとする。